

(メール施行)

薬 第 1 1 0 0 号  
平成 2 9 年 2 月 1 4 日

各保健所・支所長 殿  
(薬事担当班扱い)

保健福祉部長  
(公印省略)

温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）の一部改正に伴う運用について（通知）

温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）の一部改正については、平成 2 7 年 1 月 3 0 日付け薬第 1 1 9 6 号で通知したところですが、これに伴い、平成 2 9 年 2 月 1 4 日付け薬第 1 0 9 8 号及び同日付薬第 1 0 9 9 号で通知したとおり、宮城県温泉保護対策要綱（以下、「要綱」という。）及び温泉に係る掘削等工事に関する指針（以下、「指針」という。）を一部改正したところです。その運用については、下記のとおりとしますので承知願うとともに、適切に事務処理願います。

#### 記

#### 1 温泉法第 3 条に基づく掘削許可が不要な掘削の類型化について

温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改正）（平成 2 6 年 1 2 月環境省自然環境局）（以下、「ガイドライン」という。）において、温泉ゆう出目的以外の掘削（以下、「他目的掘削」という。）に関しては、温泉法第 3 条に基づく掘削許可は不要とされ、ガイドライン別紙 1 において、温泉法第 3 条に基づく掘削許可が不要な掘削の類型化が示されたところであるが、掘削許可の要否については、温泉のゆう出を目的としているか否かにより個別に判断する必要があることに注意すること。

#### 2 他目的掘削に関する対応方針について

##### (1) 温泉保護地域内

温泉保護地域は、掘削により温泉が確認される可能性が高い地域であることから、他目的掘削を行う際は、温泉のゆう出を目的としないことの確認、すなわち、温泉法第 3 条の規定に抵触しないことの確認を行うため、事前に計画書の提出を行わせることとする。（要綱第 7 第 1 項関係）

なお、上記の計画書確認を受けた上で掘削を行った結果、温泉が確認された場合、その温泉をゆう出させること（温泉法上の源泉とすること）は認めない。（要綱第 7 第 2 関係）ただし、温泉をゆう出させずに計画書の目的の

とおり、他目的に利用する事は温泉法の規制対象外とする。

## (2) 温泉準保護地域内及びその他の地域

他目的掘削を行う際は、温泉法上の手続きは不要とする。ただし、掘削を行った結果、温泉が確認された場合は、その掘削が温泉のゆう出を目的としていなかったことの確認、すなわち、温泉法第3条の規定に抵触しないことの確認を行うため、報告書の提出を行わせることとする。(指針第13第1項関係)

なお、原則として、当該温泉をゆう出させること(温泉法上の源泉とすること)は認めないが、適切な利用計画を策定する場合に限り、ゆう出させることを認めることとする。また、温泉をゆう出させずに当初の目的のとおり、他目的に利用することは温泉法の規制対象外とする。

## 3 他目的掘削に関する対応について

### (1) 温泉保護地域内

#### イ 掘削前

事前に他目的掘削の相談等があった場合には、掘削の目的と工事内容を確認するとともに、温泉法の規制について説明すること。また、温泉がゆう出した場合には、原則として、埋め戻し等による原状回復を行わなければならないこと等、要綱についての説明を行うこと。

他目的掘削を行う場合には、要綱第7第1項の規定に基づき、その掘削が温泉法第3条の規定に抵触しないことを確認するために速やかに計画書を提出させ、薬務課へ進達を行うこととし、確認を受けるまでは工事に着手しないよう指導すること。ただし、地下資源の採取、利用を目的としない工作物設置のための掘削等、温泉のゆう出を目的としていないことが明らか場合は、計画書の提出は不要とする。計画書の様式については別添参考様式1を参考とすること。

上記の計画書確認後、他目的掘削を実施する際は、温泉がゆう出した場合の対応等に関する誓約書を提出するよう指導すること。誓約書の様式については、別添参考様式2を参考とすること。

なお、他目的掘削の結果、温泉が確認された際は、温泉法の規制対象となる場合があるので、速やかに県に連絡するよう指導すること。

#### ロ 掘削後(温泉が確認された場合)

温泉がゆう出した場合は、要綱第7第2項の規定に基づき、速やかに埋め戻し等による原状回復を行わせること。原則として、源泉とは認めないものとする。

ただし、ゆう出させずに掘削孔内に存在する温泉を他目的に利用する場合は、温泉法の規制対象外とし、温泉ゆう出地取得届の提出等は不要とする。

なお、その掘削孔の利用を行わない場合は、付近源泉への影響を防止する観点等から、速やかに埋め戻し等による原状回復を行わせること。

## (2) 温泉準保護地域内及びその他の地域

### イ 掘削前

事前に他目的掘削の相談等があった場合には、掘削の目的と工事内容を確認するとともに、温泉法の規制について説明すること。

他目的掘削を行う場合には、特に手続き等は必要としないが、他目的掘削の結果、温泉が確認された際は、温泉法の規制対象となる場合があるので、速やかに県に連絡するよう指導すること。

### ロ 掘削後（温泉が確認された場合）

指針第13第1項の規定に基づき、その掘削が温泉法第3条の規定に抵触しないことの確認を行うこと。原則として、源泉とは認めない。

温泉法第3条の規定に抵触しないことの確認については、報告書の提出により行うこと。この報告書では、当該掘削の目的、温泉が確認された経緯、深度及び口径等の設定根拠、温泉分析書、掘削地付近の見取り図、付近源泉及び水井戸等の状況、井戸の状況（温泉のゆう出路の状況を撮影した写真、ケーシングプログラム及び柱状図等）等を報告させること。また、この報告書は薬務課あて進達すること。

ただし、上記の報告書確認後、適切な利用計画を策定し、温泉をゆう出させて利用を希望する場合に限り、事後の温泉掘削許可申請は求めず、温泉ゆう出地取得届を提出させ、源泉として認めることとする。この場合、報告書に温泉利用計画を記載させること。

なお、ゆう出させずに掘削孔内に存在する温泉を他目的に利用する場合は、温泉法の規制対象外とし、温泉ゆう出地取得届の提出等は不要とする。また、その掘削孔の利用を行わない場合は、付近源泉への影響を防止する観点等から、速やかに埋め戻し等による原状回復を行わせること。

### ハ 温泉をゆう出させて利用する場合

上記3(2)②において温泉ゆう出地取得届を提出させる際は、当該届提出時まで、温泉掘削許可申請の添付資料のうち、測量士、土地家屋調査士が作成した掘削地を明示した実測図、掘削地が他の法令の規定により土地の使用に関する規制が存する土地である場合における行政庁の処分等を証する書類、地籍図又は公図の写し、排水計画書、掘削地付近の既存の利用源泉所有者の合意を確認するための覚書を提出させること。

なお、この場合、指針第14から第20までの規定を遵守させること。特に、動力の設置が必要な場合の適正揚湯量については、指針第17第2項の規定に基づき、揚湯試験から導き出された限界揚湯量の60%を目安とすることに注意すること。ただし、貯湯槽等温泉を適正に利用するための施設を整備し、温泉資源の保護に努めている場合は、この限りではない。

## 4 源泉の状況の管理について

源泉の状況の管理（いわゆるモニタリング）は、温泉資源の保護及び公益

侵害のおそれに対する的確な対応を図るため重要なものであることから、要綱第8の規定に基づき、実施するよう指導すること。

なお、具体的な方法については、温泉資源の保護に関するガイドライン(改訂)(平成26年4月環境省自然環境局)第四及び別紙7を参考とすること。

担 当：薬務課薬事温泉班 長山・土屋 T E L：022-211-2652 F A X：022-211-2490 電子メール yakumu-y@pref.miyagi.jp
---

他 目 的 掘 削 計 画 書

年 月 日

宮城県知事

殿

住所 〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地 〕

氏名 〔 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 〕

印

私（当社）の行う温泉保護地域内における他目的掘削については、下記のとおりです。

記

掘削の目的					
掘削地	地番				
	地目		付近の状況	別添見取図のとおり	
掘削地の所有者	住所				
	氏名				
工事の施行方法	口径	深さ	方位	角度	その他
	mm	m	N- °	°	
主要な設備の構造及び能力	設備名	構造			能力
	やぐら				
	トローワークス				kw
	主要泥水ポンプ				kw
	噴出防止装置				最高使用圧力 MPa
掘削予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日				
参考事項	工事請負人	住所			
		氏名			

(注) 次に掲げる図書を添付してください。

- 1 掘削の目的に関する事業計画書等
- 2 掘削地を明示した当該掘削地の付近の見取図
- 3 掘削地、掘削地から500m以内の既存の源泉の場所及び当該源泉と掘削地との距離を明示した縮尺1万分の1以上の地図
- 4 掘削の計画図
- 5 設備の配置図及び主要な設備の構造図
- 6 掘削の工程表

誓 約 書

年 月 日

宮城県知事

殿

住所 〔 法人にあつては、主たる  
事務所の所在地 〕

氏名 〔 法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名 〕

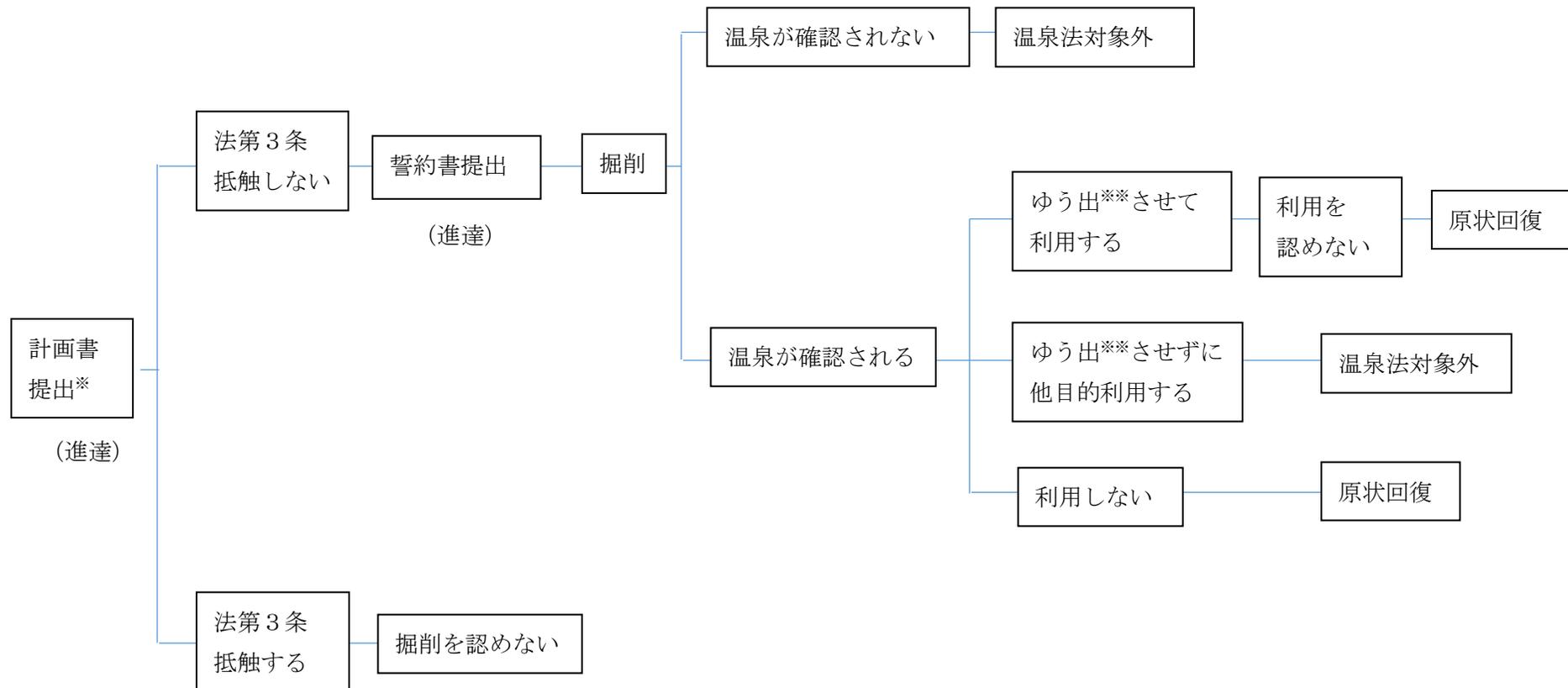
印

年 月 日付けで他目的掘削計画書を提出した掘削について、下記事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 温泉がゆう出した場合は、宮城県温泉保護対策要綱第7の規定に基づき、すみやかに原状回復を行います。
- 2 掘削孔が必要なくなった時には、放置せず、すみやかに原状回復を行います。

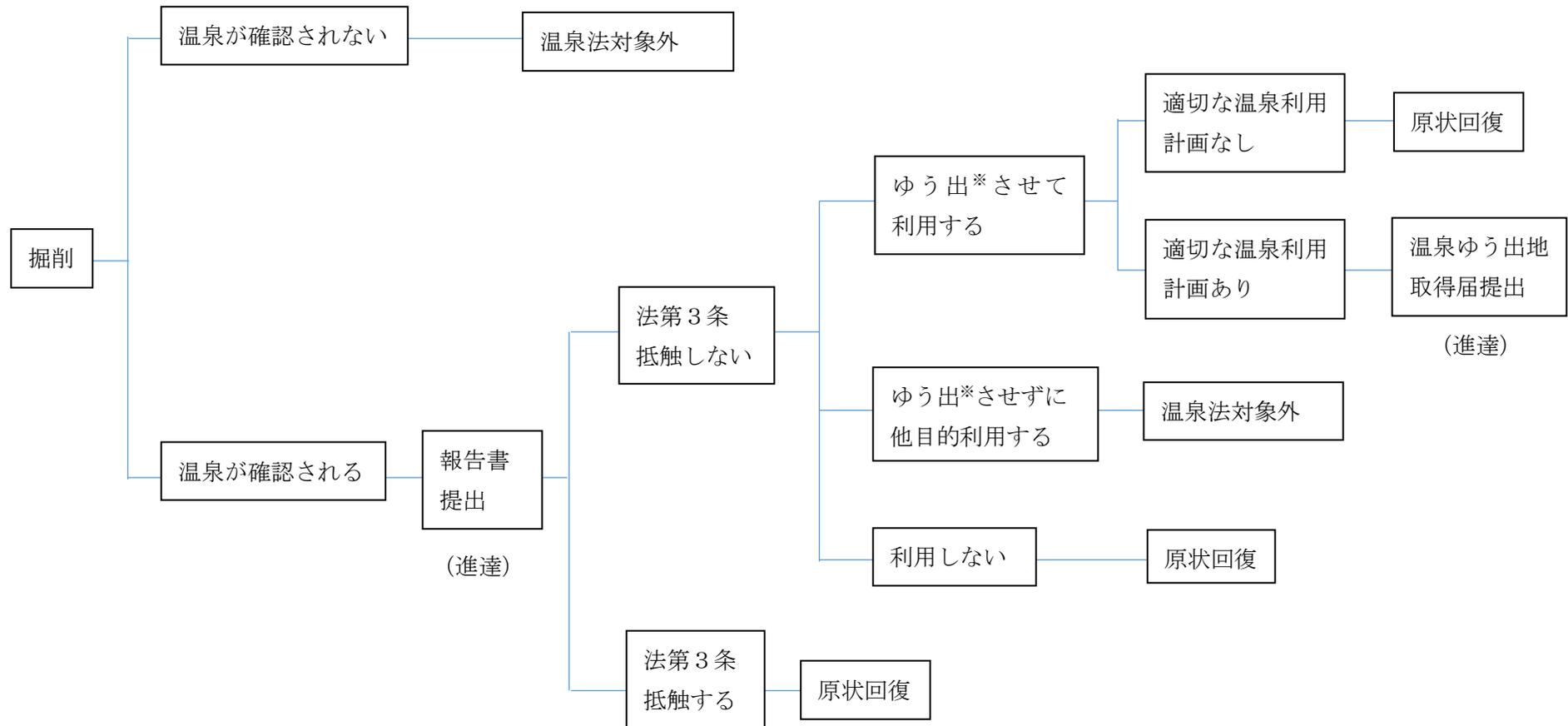
## 他目的掘削に関するフロー図（温泉保護地域の場合）



※ 地下資源の採取，利用を目的としない工作物設置のための掘削については，計画書の提出なしで掘削可。

※※ 「ゆう出」とは温泉を地表面以上へ取り出す事をいう。

他目的掘削に関するフロー図（温泉準保護地域，その他の地域の場合）



※「ゆう出」とは温泉を地表面以上へ取り出す事をいう。